

## 議案第13号

### つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例

つくばみらい市営住宅条例（平成18年つくばみらい市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「等」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「寡婦」を「配偶者のない者」に、「割り当てた」を「割当てをした」に改める。

第11条第1項中「次に掲げる手続を」を「規則で定める誓約書を提出」に改め、同項各号を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第37条第1項中「、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予」を削る。

第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改める。

第54条第1項中「次に掲げる手続を」を「規則で定める所定の書類を提出」に改め、同項各号を削る。

第55条を次のように改める。

第55条 削除

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後の入居者について適用し、同日前の入居者については、第19条の改正規定を除き、なお従前の例による。

（入居者の費用負担義務の特例）

3 入居者の居住安定を図る物価高騰対策として、第21条第3号に掲げる共同施設の使用に要する費用のうち、共用部の電気料金については、令和8年4月分から当分の間、同条の規定にかかわらず、市の負担とする。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

#### 提案理由

国から、公営住宅に入居する際の、連帯保証人の義務付けや税滞納者の事情を考慮するよう通知が来ていることから、これらを踏まえると同時に、敷金も廃止し、さらに、入居者の居住安定のため、当分の間、共用部の電気料金を市が負担するよう条例の一部を改正するものです。